

報道関係者 各位

令和 7 年 6 月 13 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 田川 健志
労働衛生専門官 袴田 周
(電話)018-862-6683

令和 7 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施等について ～職場における熱中症対策が強化されています～

厚生労働省では、従来から職場における熱中症予防対策について、毎年重点事項を示し、その予防対策に取り組んできたところです。平成 29 年（2017 年）からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。（別添資料 1 参照））を実施し、各災害防止団体等と連携して熱中症予防対策を推進しています。秋田労働局（局長 山本博之）では、今年もキャンペーンを実施しております。

また、職場における熱中症対策を強化するための労働安全衛生規則の改正が行われ、令和 7 年 6 月 1 日より施行されています（別添資料 2 参照）。熱中症の重篤化を防止することを目的とした対策を義務化したものであり、改正された労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）の遵守が求められます。

【熱中症の発生状況】

被災者	年別	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	合計
死傷者数		7	11	1	24	5	48
うち死亡		0	0	1	4	0	5

〔秋田労働局：労働者死傷病報告〕より

・秋田県内の令和 6 年（2024 年）の職場における熱中症による休業 4 日以上¹の死傷者数は**5 人**で、死亡者はありませんでした。令和 2 年（2020 年）からの 5 年間では、死傷者数 **48 人**となっており、そのうち **5 人**が亡くなっています。熱中症は重篤化するリスクの高い災害となっており、秋田県内においても対策の徹底が必要です。

「熱中症に関連した労災保険支給決定状況」

年別	月別	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	合計
令和 2 年		0	0	2	8	13	59	20	0	102
令和 3 年		0	0	1	5	36	57	2	0	101
令和 4 年		1	0	1	4	34	15	6	1	62
令和 5 年		0	0	2	10	46	131	17	0	206
令和 6 年		0	0	2	11	27	40	7	2	89

〔秋田労働局：労災保険支給決定件数集計〕より

・秋田県内の昨年の職場における熱中症に関連した労災保険支給決定件数は **89 件**で、令和元年以降最多となった令和 5 年（2023 年）の 206 件からは減少しましたが、例年並みの件数となりました。令和 2 年（2020 年）からの 5 年間では、7 月及び 8 月の発生が全体の 81.8%を占めました。

【キャンペーンの取組等】

- ・職場における熱中症対策の徹底を図るため、改正安衛則を広く周知し、その履行状況を確認していくほか、令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱の周知と当該要綱で定める熱中症対策の徹底を図ります。
- ・改正安衛則が令和7年6月1日より施行されていること、例年、熱中症が多発する7月以降に備える必要があることから、下記1の取組事項について、下記2の事業者団体に対して、要請を行い又は行うこととしています。
- ・改正安衛則について、広く事業者にも周知し対策の徹底を図るため、別添資料3のとおり改正安衛則周知用のパンフレット等を作成するとともに、下記3のとおり改正安衛則の周知を目的とした「熱中症対策説明会」を開催いたします（別添資料4参照）。また、キャンペーンを広く周知し、取組意識の向上を図るために『Cool work AKITA』ロゴマークを作成しました（別添資料5参照）。
- ・以上のほか、機会を捉えて改正安衛則及びキャンペーンについて周知するとともに、各事業者における熱中症対策への取組状況を確認し、必要な指導を行います。

記

1 事業者団体等に対する要請の重点項目

- (1) 熱中症の重篤化を防止するため、改正安衛則で定められた熱中症のおそれのある作業者を早期に発見するための「体制整備」、適切に対処するための「手順作成」、これらの「関係者への周知」を確実に実施していただくこと

«新たに規定された内容»

【体制整備】

熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制を整備すること

【手順の作成】

作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定めること

【関係者への周知】

取り決めた報告体制及び定めた実施手順を関係作業員に周知すること

※ 対象となるのは、WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

- (2) 職場における熱中症を予防するため、令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱で定める対策を確実に実施するとともに、特に以下の3点について重点的に対策を講じていただくこと

- ①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- ②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと
- ③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

2 要請を行い又は行う予定の事業者団体

- ・建設業労働災害防止協会 秋田県支部
- ・一般社団法人秋田県労働基準協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 秋田県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 秋田県支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 秋田県支部
- ・一般社団法人秋田県経営者協会
- ・秋田県商工会議所連合会
- ・秋田県商工会連合会
- ・秋田県中小企業団体中央会
- ・一般社団法人秋田県警備業協会

3 「熱中症対策説明会」の開催（別添資料4参照）

(1) 実施日時

令和7年6月25日（水） 14:00～14:45
 令和7年6月26日（木） 14:00～14:45
 令和7年6月30日（月） 10:00～10:45

(2) 実施方法等

- ・Zoomによるオンライン開催（定員各日80名）

(3) 説明内容

改正された労働安全衛生規則（職場における熱中症対策の強化）について

4 秋田県内の熱中症による労働災害発生状況

(1) 熱中症により4日以上休業した件数（件）

年	H17 2005	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6 2024
件数	5	2	3	0	0	3	2	6	1	2	2	6	4	10	5	7	11	1	24	5
うち死亡	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0

「秋田労働局：労働者死傷報告」より

・全国の令和6年（2024年）の職場における熱中症による休業4日以上~~の死傷者数は~~1,257人、そのうち死亡者数は31人となりました。令和5年（2023年）と比較して、死傷者数は統計を取り始めた平成17年（2005）年以降、最多となり、死亡者数は昨年と同数で、令和2年（2022年）から3年連続で30人以上となりました。

(2) 秋田県内の熱中症による死亡災害の状況（過去10年）

発生日月	業種	年代	発生状況
令和元年 8月	新聞配達業	40歳代	新聞配達業務のため市道を原付バイクで走行中、熱中症を発症した。病院に搬送され治療を受けたものの、その後、死亡した。台風接近の影響でフェーン現象が発生したため、熱中症を発症した午前4時ごろの気温は30度に達していた。
令和4年 8月	その他の土木事業	50歳代	田圃の草刈作業を同僚とともに進めていた被災者が午後1時頃、草刈機を持ったまま倒れているところを同僚に見つかった。被災者は雨合羽を着用しており、高温環境下、熱中症を発症したものと推定される。

令和5年 7月	警備業	40歳代	国道の区画線等塗装工事現場で、被災者は塗装作業車の前方を歩きながら交通誘導を行っていた。作業終了直後、被災者はその場に座り込み、その後、意識を失って倒れたため、病院に救急搬送したが熱中症により死亡した。なお、災害発生時の気温は31.5度であった。
令和5年 7月	その他の土木事業	70歳代	農地の基盤整備工事現場で、被災者はドラグ・ショベルで掘削した箇所の高さを確認する作業を行っていたところ、体調が悪くなりその場に横たわった。その後、病院に搬送され入院していたが、3日後に熱中症により死亡した。なお、災害発生時のWBGT値は30.7度（実況推測値）であった。
令和5年 8月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建築 工事業	40歳代	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。
令和5年 8月	ゴルフ場	60歳代	被災者は事業場に隣接する土木現場から、冬季に薪として使用する木材を事業場の倉庫に搬送する作業を行っていたが、午前11時頃、熱中症で意識を失い、その後、死亡した。

「秋田労働局：労働者死傷病報告」より

(3) 秋田県内の熱中症による労働災害発生状況の概要（まとめ）

秋田県内における死傷者数は、各年におけるばらつきは大きいものの、令和2年（2020年）からの5年間で死傷者48人となっており、そのうち5人もの方が亡くなっています。死傷者に占める死亡者の割合は10.4%と非常に重篤化するリスクの高い災害であると言えます。死傷者を業種別で見ますと建設業が18人と最多であり、次いで商業9人となっているほか、製造業、運輸交通業、農林業、保健衛生業など幅広い業種で発生しています。令和2年（2020年）からの5年間の熱中症による労災保険支給決定件数をみると、7月及び8月の発生が全体の81.8%となっており、特に注意を要します。

改正安衛則を着実に履行いただき熱中症の重篤化を防止いただくとともに、令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱等で定める熱中症予防対策に取り組んでいただくことが重要です。

5 参考資料

- 資料1 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）
- 資料2 職場における熱中症対策の強化について（パンフレット）
- 資料3 熱中症対策が強化されました！（パンフレット）
- 資料4 熱中症対策説明会（リーフレット）
- 資料5 『Cool work AKITA』ロゴマークについて

その他 以下のサイトに熱中症対策関連情報をまとめています。

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_02520.html



● 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称のこと。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

● 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さ指数のこと。